白馬村社会福祉推進委員会　第１回　障害者部会　次第

日　時　令和８年 10 月 30 日　15：00 から
会　場　白馬村役場　庁議室

１．健康福祉課長あいさつ

２．協議事項

(1)第１章　計画の基本的な考え方

(2)第２章　白馬村の障がい者を取り巻く現状

(3)第３章　前期計画の目標達成状況と評価

(4)第４章　計画の基本指針と成果目標（厚生労働大臣告示）

(5)その他
次回開催予定：12 月 1 日(火)15 時～　ふれあいセンター2 階　学習室

白馬村

第８期 障 害 福 祉 計 画

第４期 障 害 児 福 祉 計 画

令和9(2027)年度-令和11(2029)年度

（令和8年10月現在）



令和9(2027)年3月

第１章　計画の基本的な考え方

１　策定の趣旨

令和時代（2019 年～）の国の障がい福祉施策は、高齢化少子化等の社会構造の変化に直面し、平成時代の「（事業所やサービスを）どんどん増やす」から「持続可能性を追求しサービスの質と効率化」へと転換し、制度の再構築が進んでいます。

令和に経験したコロナ禍と近年の物価高騰を機に、障がい福祉現場の人手不足の加速に対して、処遇改善と業務の効率化が重視されています。サービスの質と安全性を担保するため、虐待防止の徹底など尊厳を守るための体制構築が全ての事業所で義務化されました。障がい者の「働く」選択肢と選択のプロセスが見直され、「就労選択支援事業」が新設されました。精神障害の方が地域で安心して暮らすための仕組みも、より具体化しています。

また、令和 5 年 4 月に子ども家庭庁が発足し、障害児への支援体制が大きく変わり、児童発達支援、放課後デイサービス等に総合的な発達支援を行う質の向上が求められるようになりました。

障がいのある方を取り巻く国の施策は常に変化しており、最も身近な行政機関である市町村が求められる役割は重要であり、適切なサービスを提供できる体制を状況に則して整備していく必要があります。

白馬村では、障がいの有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮することができるよう、障がい福祉施策の推進や障がいに係るサービス提供体制の確保及びサービスの充実に努めてきました。

本計画は、前期計画の目標達成状況を評価したうえで、国の基本指針及び長野県の計画を踏まえ、共生社会実現に向けて総合的な支援の充実を図っていくために、障がい福祉施策、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保等について策定するものです。

2　計画の基本理念

『お互いに人格と個性を尊重し合いながら

誰もが地域で活躍し安心して暮らせる共生社会の実現』

・障がいの有無にかかわらず、自分らしく生きていくために、お互いがお互いを尊重することができる。

・住み慣れた又は希望する地域で、地域全体の理解・協力を受けながら、社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮することができる。

「みんなでつくる、みんなで輝けるまちづくり」を目指します。

3　計画策定の背景・経過

令和８年度末に第７期白馬村障害福祉計画（令和６年～令和８年度）、第３期白馬村障害児福祉計画（令和６年～令和８年度）が計画期間満了を迎えるため、次期計画の策定を行います。白馬村障害者計画は、令和６年度から令和 11 年度の６年間です。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長野県 障害者計画	障がい者プラン2018						障がい者プラン2024					
長野県 障害福祉計画	第5期計画			第6計画			第7期計画			第8期計画		
長野県 障害児福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画		

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
白馬村 障害者計画	第3期計画						第4期計画					
白馬村 障害福祉計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画		
白馬村 障害児福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画		

4　計画の性格

「白馬村障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づき障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、「白馬村障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に基づき障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等の円滑な実施について、国の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という）等に基づき、各年度のサービス種類ごとに必要な見込量とそれを確保するための方策を定めるもので、「白馬村障害者計画」の個別計画となっています。

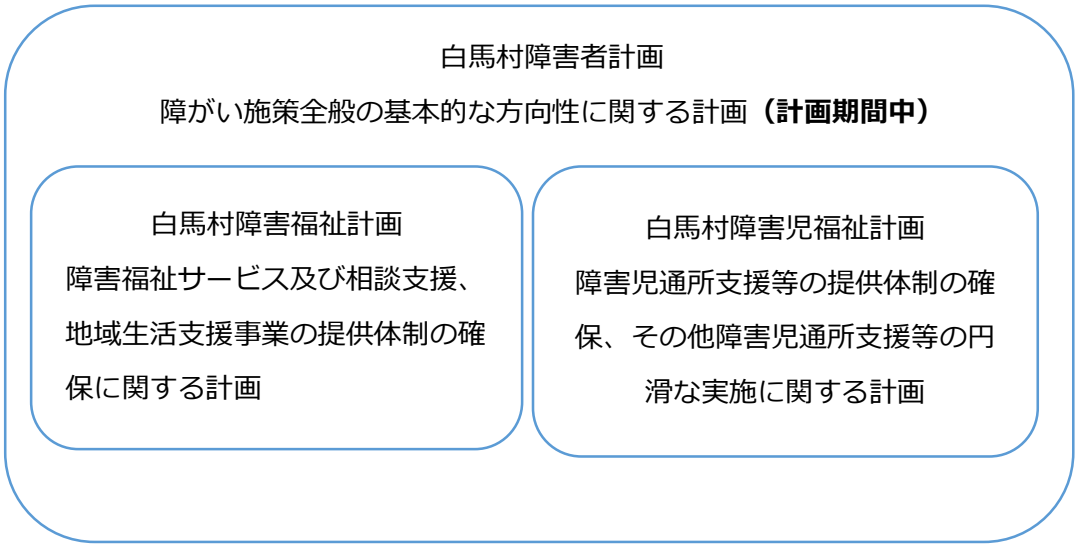

5　計画の位置づけ

本計画は、白馬村のまちづくりの基本となる「白馬村第６次総合計画」を上位計画とし、「白馬村高齢者福祉計画」「白馬村子ども・子育て支援事業計画」など他の福祉関係計画と連携し推進します。

6　計画の期間

第８期白馬村障害福祉計画と第４期白馬村障害児福祉計画は、令和９年度から令和１１年度までの３年間を計画期間とします。

7　計画の策定体制

計画の策定にあたっては、住民の意見を反映するため、住民代表、学識経験者、福祉・医療関係者、当事者団体代表等からなる「白馬村社会福祉推進委員会」において審議し、パブリックコメントを行います。

8　障がい者の定義

本計画における障がい(児)者の定義は、障害者基本法第２条に規定されている「身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」及び、障害者基本法の附帯決議による「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの」及び、発達障害者支援法第２条に規定されている「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある者」を基本とします。

ただし、具体的事業の対象者となる障がい(児)者の定義は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。（以下図を参照）

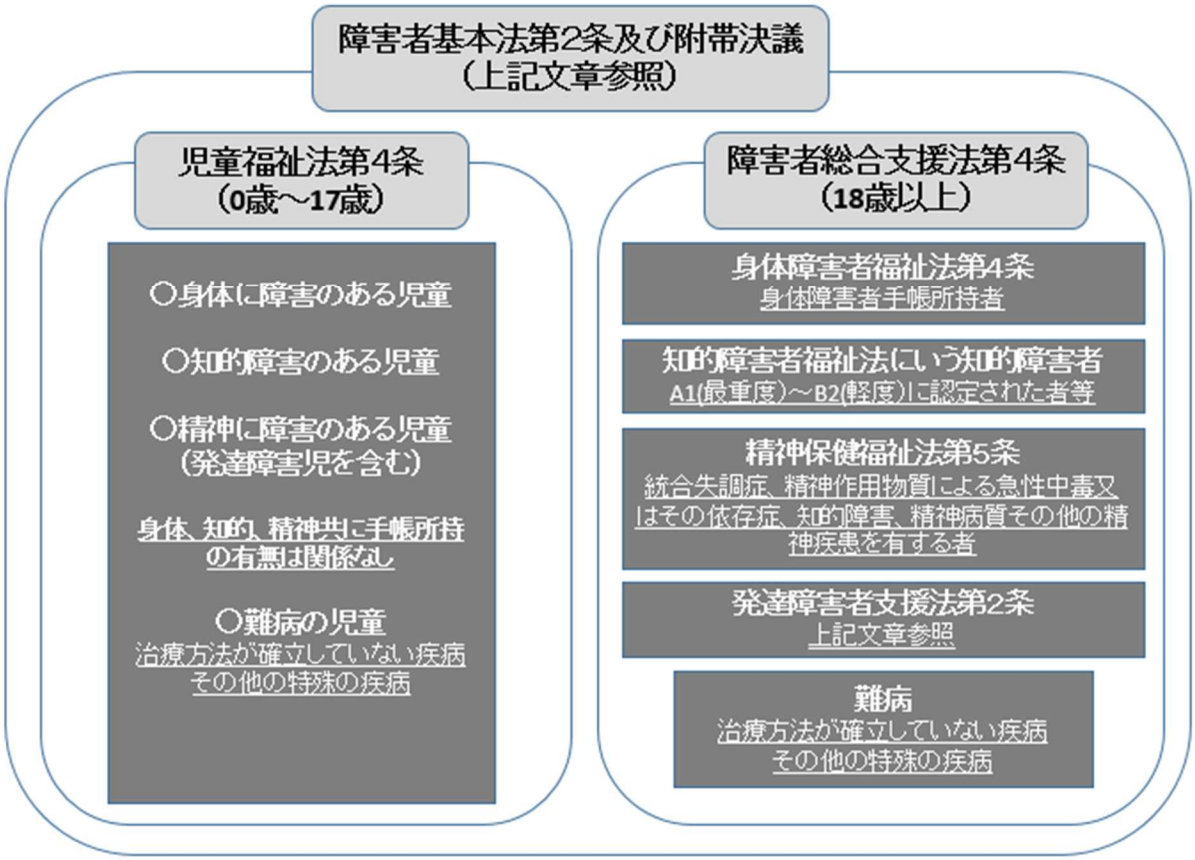

9　障がいの概念

本計画における障がいの考え方は、平成 13 年 5 月に WHO（世界保健機関）総会で採択された「国際生活機能分類（ICF)」を基本とします。

「国際生活機能分類（ICF)」では、障がいを機能障がい、能力障がいといった医療的な観点のみでとらえるそれまでの「国際障害分類」を改め、個々の能力に応じてどのような生活機能を有するかという社会的要因を盛り込んだ考え方に転換しています。

国際生活機能分類（ICF）の諸要素の関連図

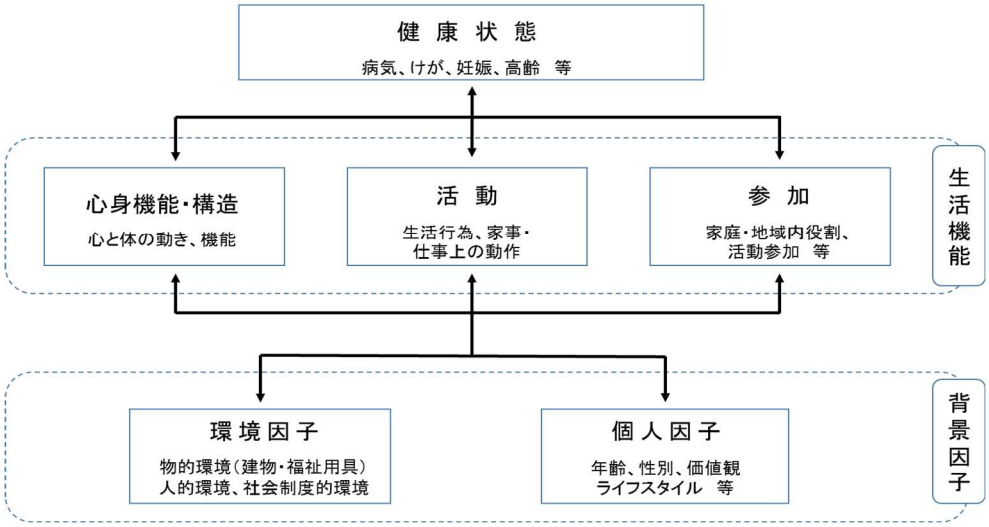

ICF（国際生活機能分類）には、「医学モデル」と「社会モデル」の考え方が示されており、これらの２つの対立するモデルの統合に基づいています。医学モデルは、障がいという現象を個人の問題としてとらえ、対処として治療あるいは個人のよりよい適応と行動変容を目標にしています。社会モデルは、障がいを主として社会によって作られた問題とみなし、障がいのある人の社会生活の全分野への完全参加に必要な環境の変更を、社会全体の共同責任としています。

同じ障がい程度（等級）であっても、個々人の生活機能・背景因子は同じではなく、本人の感じる困難さや不自由さは異なります。「障がい」とは、様々な要素が相互に作用しながら発生するものであり、本人が生活するうえで妨げとなる社会環境、すなわち「社会的障壁」を除去することで、障がい者の感じる困難さ・不自由さの軽減が可能であるとする考え方に転換しています。

第２章 白馬村の障がい者を取り巻く現状

１　人口の推移

令和 8 年 4 月 1 日現在 8,875 人で、令和４年から毎年増加し令和 8 年は前年より減少したものの令和 4 年より 400 人強増加しました。

年齢三区分別の人口と割合をみると、生産者人口は毎年増加しています。その一方、年少人口は顕著に減少し、令和 8 年 4 月現在の年少人口割合は 8.8%で令和 4 年より 100 人以上減少しています。老年人口は緩やかに減少しています。

◆年齢三区分別人口・割合の推移

	R4	R5	R6	R7	R8
年少人口	911人	896人	892	849	783
（0～14歳）	10.8%	10.5%	10.4	9.5	8.8
生産年齢人口	4,739人	4,887人	4,982	5,332	5,424
（15～64歳）	56.1%	57.1%	57.7	59.9	61.1
老年人口	2,796人	2,783人	2,756	2,727	2,668
（65歳以上）	33.1%	32.5%	31.9	30.6	30.1
総　人　口	8,446人	8,566人	8,630	8,908	8,875

資料：住民課（各年４月１日）

住民基本台帳外国人登録者を含む（平成 24 年 7 月法改正により）

2　身体障害者手帳所持者の推移

令和８年３月 31 日現在 252 人であり、毎年、疾病やけがなどにより新規認定者が一定数ありますが、人口の減少に伴い死亡、転出により令和４年から毎年減少しています。障がいの種類・等級別にみると、肢体不自由、次いで内部障がいの所持者が多く、減少割合も多くなっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）　　単位：人

	R4	R5	R6	R7	R8
視覚障がい	16	16	13	13	11
聴覚・平衡機能障がい	34	34	31	30	28
音声･言語･そしゃく機能障がい	3	3	3	2	2
肢体不自由	160	154	146	133	121
内部障がい	111	113	112	103	90
合　計	324	320	305	281	252

資料：健康福祉課（各年３月 31 日）

◆身体障害者手帳所持者数（障がいの種類・等級別）　　単位：人

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	5	1	0	1	0	11
聴覚・平衡機能・ろうあ障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	8	0	1	2	0	17	28
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満			0	0			0
	18歳以上			0	2			3
肢体不自由	18歳未満	0	0	1	1	0	0	2
	18歳以上	8	26	39	31	13	2	119
内部障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	47	2	14	27			90
合計	18歳未満	0	0	1	1	0	0	2
	18歳以上	67	33	55	62	14	19	250

資料：健康福祉課（令和８年３月 31 日）

3　療育手帳所持者（知的障がい者）の推移

令和８年３月 31 日現在 55 人です。

18 歳未満・以上共に新規認定者が毎年１～２名います。18 歳以上の方が全体の８割強を占めています。

◆療育手帳所持者数の推移（等級別）　　単位：人

	R4	R5	R6	R7	R8
Ａ１（最重度）	22	22	20	20	20
Ａ２（重度）	1	1	1	1	1
Ｂ１（中度）	11	11	11	10	10
Ｂ２（軽度）	22	23	23	24	24
合計	56	57	55	55	55

資料：健康福祉課（各年３月 31 日）

◆療育手帳所持者数（年齢区分別）　　単位：人

	R4	R5	R6	R7	R8
18歳未満	9	8	8	8	8
18歳以上	47	49	47	47	47
合計	56	57	55	55	55

資料：健康福祉課（各年３月 31 日）

４　精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和８年３月 31 日現在 98 人で、年々増加傾向です。要因としては、必要な方への周知が図られている事が考えられます。等級別に見ると、２級の方が最も多くなっています。

自立支援医療（精神通院）申請者は、令和８年３月 31 日現在 120 人で、毎年転出入による増減はありつつ微増しており、一度申請したら継続して申請し、通院治療を続けていることが伺えます。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）　　単位：人

	R4	R5	R6	R7	R8
１級	26	26	27	29	29
２級	35	37	47	54	57
３級	11	11	10	9	12
合　計	72	74	84	92	98

資料：長野県精神保健福祉センター（各年３月 31 日）

◆自立支援医療（精神通院）申請者数の推移　　単位：人

	R4	R5	R6	R7	R8
自立支援医療（精神通院）公費負担患者数	110	112	113	123	120

資料：長野県精神保健福祉センター（各年３月 31 日）

5　保育園・幼稚園・特別支援学級の状況

保育園・幼稚園在園中の障がい児等※は６人です。特別支援学級は小中学校合わせて８学級で 32 人が在籍しています。安曇支援学校には６人が在籍しています。

※障害児通所サービス利用児を含む

◆特別支援学級等の障がい児等の数

保育園		障がい児数	5人
幼稚園		障がい児数	１人
特別支援学級	小学校	学校数	２校
		特別支援学級数	５学級
		在学者数	19人
	中学校	特別支援学級数	3学級
		在学者数	13人
安曇支援学校（高等部含む）		在学者数	6人

資料：教育委員会・健康福祉課（令和８年５月１日時点）

6　就業の状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率により、令和８年７月１日から従業員が 37.5 人以上の民間企業では障がい者を 2.7%以上、同様に国又は地方公共団体では 2.8%以上、都道府県等の教育委員会では 2.7%以上障がい者を雇用することが義務付けられています。また、令和７年 10 月１日から障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する「就労選択支援」が新設、施行されました。

白馬村役場においては、現在法定雇用率を達成しています。

◆障がい者の雇用状況（令和7年６月１日時点）

全国				長野県・白馬村
民間企業 (法定雇用率2.5%)		雇用障害者数	704610.0人	8246.0人
		実雇用率	2.41%	2.47%
公的機関 (法定雇用率2.8% 教育委員会2.7%)	国	雇用障害者数	10595.5人	
		実雇用率	3.04%	
	都道府県	雇用障害者数	11375.0人	214.5人
		実雇用率	3.03%	2.99%
	市町村	雇用障害者数	39142.0人	877.5人
		実雇用率	2.69%	2.53%
	白馬村	雇用障害者数		6人
		実雇用率		3.29%
	教育委員会	雇用障害者数	18550.5人	333.5人
		実雇用率	2.31%	2.07%

※厚生労働省・長野労働局　令和7年障害者雇用状況の集計結果、令和7年長野県内の「障害者雇用状況」の集計結果

第３章　第７期白馬村障害者福祉計画及び第３期白馬村障害児福祉計画

（令和６年度から令和８年度）の目標達成状況及び評価

１　第７期白馬村障がい福祉計画

（１）成果目標（国の基本指針に基づき設定）

成果目標	国の基本指針の内容	白馬村の目標設定	達成状況 （令和８年９月末）	評価
福祉施設の入所者の地域生活への移行	○施設入所者の６％以上が地域生活に移行 ○施設入所者数を５％以上削減	○施設入所者１人を地域生活に移行する ○施設入所者４人を３人に減らす	○施設入所者４名 新規の施設入所者０人 地域移行者、退所者０人	未達成
地域生活支援の充実	○地域生活支援拠点等を整備 ○年１回以上運用状況等の検証及び検討 ○強度行動障害を有する者に関して、支援体制の整備	○大北圏域に１ヵ所確保している地域生活拠点等について運用状況の検証及び検討を実施する ○強度行動障害を有する者の支援体制を圏域で整備する	○地域生活支援拠点は、広域で確保済となっているが機能していない。 ○強度行動障害を有する者の支援体制は、受け入れ可能な施設の人員不足等により機能していない。 上記２点について大北圏域自立支援協議会で継続的に検討中である。	未達成
福祉施設から一般就労への移行	○福祉施設（就労移行支援・就労継続支援など）から一般就労への移行者数を 1.28 倍以上 ○個別サービス毎に目標数値の設定	○就労移行支援事業所から２人、就労継続支援 A 型事業所から１人、就労継続支援 B 型事業所から１人、就労定着支援事業利用者２人を一般就労に移行する	○各事業所から一般就労への移行者０人	未達成

相談支援体制の充実・強化等	○基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 ○個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、体制を確保	○ 圏域統一目標とする基幹相談支援センター ・基幹相談支援センターの設置・地域の相談支援事業者に対する専門的な助言 24 件・人材育成の支援 6 件・連携強化の取組の実施 5 回・個別事例の支援内容の検証回数3回・主任相談支援員の配置人数 3 人 自立支援協議会 ・事例検討 1 回・参加事業者機関数 3 団体・協議会の専門部会 3 部会・専門部会の実施回数 10 回	基幹相談支援センター設置済・地域の相談支援事業者に対する専門的な助言 26 件・人材育成の支援 5 件・連携強化の取組の実施 3 回・個別事例の支援内容の検証回数 12 回・主任相談支援員の配置人数 2 人 自立支援協議会 ・事例検討 0 回・参加事業者機関数 0 団体・協議会の専門部会 2 部会・専門部会の実施回数 9 回	達成
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の整備	○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	○県が実施する障害福祉サービス等の研修等へ 1 人参加する	受講済 〇長野県障がい福祉事務担当者研修 〇補装具等専門研修 〇障害者虐待対応研修 〇障害児者における医療福祉合同研修会 他	達成

（２）障害福祉サービス等

１　訪問系サービス

居宅介護は、令和６年度、７年度で見込みを下回りましたが、令和８年度は大幅に増加しました。重度訪問介護は、令和８年度は利用実績がありません。行動援護は、令和６年度、７年度は見込みを上回りました。同行援護、重度障害者等包括支援は、利用実績がありません。

（月平均）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
居宅介護	第７期見込	20 時間 ２人	20 時間 ２人	20 時間 ２人
	実績	４時間 ３人	９時間 ２人	33 時間 ４人
重度訪問介護	第７期見込	192 時間 １人	192 時間 １人	192 時間 １人
	実績	283 時間 １人	109 時間 １人	０時間 ０人
同行援護	第７期見込	10 時間 １人	10 時間 １人	10 時間 １人
	実績	０時間 ０人	０時間 ０人	０時間 ０人
行動援護	第７期見込	10 時間 １人	10 時間 １人	10 時間 １人
	実績	16 時間 ２人	13 時間 ２人	３時間 １人
重度障害者等包括支援	第７期見込	０時間 ０人	０時間 ０人	０時間 ０人
	実績	０時間 ０人	０時間 ０人	０時間 ０人

２　日中活動系サービス

生活介護は見込みを下回っていますが、利用者数は増加しました。就労継続支援Ａ型は見込を大幅に上回り、就労継続支援Ｂ型は見込を下回りました。療養介護は２名で変わりありません。短期入所は利用者数が減少しましたが、利用日数が見込みを上

回りました。就労定着支援は令和６年度以降実績がありません。自立訓練、就労定着支援の実績はありません。令和７年度からサービスが追加された就労選択支援は、令和８年度に利用が見込まれます。

（人日分は年間・利用人数は月平均）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
生 活 介 護	第７期見込	310 人日分 17 人	310 人日分 17 人	310 人日分 17 人
	実　　績	227 人日分 14 人	214 人日分 16 人	192 人日分 18 人
自 立 訓 練 （機能・生活訓練）	第７期見込	10 人日分 1 人	10 人日分 1 人	10 人日分 1 人
	実　　績	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
就労移行支援	第７期見込	40 人日分 2 人	40 人日分 2 人	40 人日分 2 人
	実　　績	32 人日分 1 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
就労継続支援 （Ａ型）	第７期見込	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人
	実績	150 人日分 2 人	143 人日分 3 人	178 人日分 3 人
就労継続支援 （Ｂ型）	第７期見込	360 人日分 24 人	360 人日分 24 人	360 人日分 24 人
	実　　績	180 人日分 20 人	169 人日分 20　人	161 人日分 18 人
療 養 介 護	第７期見込	2 人	2 人	2 人
	実　　績	2 人	2 人	2 人
短 期 入 所	第７期見込	40 人日分 8 人	40 人日分 8 人	40 人日分 8 人
	実　　績	69 人日分 5 人	53 人日分 4 人	51 人日分 5 人
就労定着支援	第７期見込	1 人	1 人	1 人
	実　　績	0 人	0 人	0 人
就労選択支援	第７期見込	-	1 人	1 人
	実績	-	0 人	1 人

3　居住系サービス

共同生活援助は、入所者数に変化なく見込みを下回っていますが、将来の入所をみこした体験利用が行われています。施設入所支援は、入所者数に変わりありません。自立生活援助は、利用実績がありません。

（月平均）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
共同生活援助	第７期見込	21 人	21 人	21 人
	実　　績	15 人	15 人	15 人
施設入所支援	第７期見込	４人	４人	３人
	実　　績	４人	４人	４人
自立生活援助	第７期見込	１人	１人	１人
	実　　績	０人	０人	０人

4　相談支援

計画相談支援は見込みを下回りました。地域移行支援・地域定着支援は、利用実績がありません。

（年間）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
計画相談支援	第７期見込	55 人	55 人	55 人
	実　　績	49 人	48 人	46 人
地域移行支援	第７期見込	１人	１人	１人
	実　　績	０人	０人	０人
地域定着支援	第７期見込	０人	０人	１人
	実　　績	０人	０人	０人

5　地域生活支援事業

（１）相談支援事業

障害者相談支援事業は、相談支援事業所が１事業所増え３カ所になりました。基幹相談支援センターは、大北圏域で設置済です。住居入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業共に利用実績がありません。

サービス名			令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
相談支援事業					
	①障害者相談支援事業	第７期見込	２箇所	２箇所	２箇所
		実　　績	３箇所	３箇所	３箇所
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	第７期見込	有	有	有
		実　　績	有	有	有
	③住居入居等支援事業	第７期見込	無	無	無
		実　　績	無	無	無
	④成年後見制度利用支援事業	第７期見込	有	有	有
		実　　績	無	無	無

（２）意思疎通支援事業

見込みを下回っていますが、依頼には全数対応をしています。公民館講座、庁内の説明会、講演会などが主な派遣先です。

（年間）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
意思疎通支援事業	第７期見込	17 回	17 回	17 回
	実　　績	８回	８回	８回

（３）日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報、意思疎通支援用具等は見込みを上回る利用実績がありました。排泄管理支援用具は見込みを下回っています。

（年間）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	第７期見込	１件	１件	１件
	実　　績	３件	２件	２件
②自立生活支援用具	第７期見込	１件	１件	１件
	実　　績	０件	０件	０件
③在宅療養等支援用具	第７期見込	２件	２件	２件
	実　　績	０件	３件	２件
④情報・意思疎通支援用具	第７期見込	２件	２件	２件
	実　　績	１件	２件	２件
⑤排せつ管理支援用具	第７期見込	180 件	180 件	180 件
	実　　績	150 件	112 件	132 件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	第７期見込	１件	１件	１件
	実　　績	０件	０件	０件

（４）移動支援事業

３名の利用者が通年利用しています。

（年間）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
移動支援事業	第７期見込	３人	３人	３人
	実　　績	３人	３人	３人

（５）地域活動支援センター機能強化事業

村内では１箇所が活動しています。村外は実績がありません。

（年間）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
地域活動支援センター機能強化事業				
①村内	第７期見込	１箇所	１箇所	１箇所
		３人	３人	３人
	実　　績	１箇所	１箇所	１箇所
		２人	２人	３人
②村外	第７期見込	１箇所	１箇所	１箇所
		１人	１人	１人
	実　　績	０箇所	０箇所	０箇所
		０人	０人	０人

（６）任意事業

日中一時支援事業は、利用延べ件数は令和６年度に見込みを上回りましたが、令和７年以降は下回っています。登録者数は見込みを下回りました。

自動車改造費助成事業は令和８年度に１件申請がありました。運転免許取得費助成事業は、利用実績がありません。

（年間）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
日中一時支援事業	第７期見込	10 箇所	10 箇所	10 箇所
		20 人	20 人	20 人
		延べ 450 件	延べ 450 件	延べ 450 件
	実　　績	12 箇所	12 箇所	10 箇所
		11 人	10 人	9　人
		延べ 540 件	延べ 355 件	延べ 250 件
自動車運転免許取得費助成事業	第７期見込	０人	０人	１人
	実　　績	０人	０人	０人
自動車改造費助成事業	第７期見込	０人	０人	１人
	実　　績	０人	０人	１人

2　第３期白馬村障害児福祉計画

（１） 成果目標（国の基本方針に基づき設定）

成果目標	国の基本指針の内容	白馬村の目標設定	達成状況 （令和８年９月末）	評価
障害児支援の提供体制の整備等	○児童発達支援センターなどを活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	○圏域で整備を進めていきながら、連携体制を構築していく	○小谷村※や大町市の事業所を利用して、家庭、学校、保育園、子育て支援課など関係機関と連携して支援が必要な児童への支援やサービスを提供できる体制が整備された。 ※白馬村内に事業所分室あり。	達成

（２）障害児福祉サービス等（障がい児支援サービス、障がい児相談支援）

児童発達支援・保育所等訪問支援は、見込を下回りました。放課後等デイサービスは、見込みを上回っています。障害児計画相談は、令和８年度は見込みを上回る見込みです。居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がありません。

（月平均・障害児相談については年間）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度 （見込）
児童発達支援事業	第７期見込	12 人	12 人	12 人
	実　　績	8 人	6 人	6 人
放課後等デイサービス	第７期見込	43 人	43 人	43 人
	実　　績	41 人	46 人	49 人
保育所等訪問支援	第７期見込	2 人	2 人	2 人
	実　　績	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	第７期見込	0 人	0 人	1 人
	実　　績	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	第７期見込	56 人	56 人	56 人
	実　　績	49 人	54 人	59 人

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画　構成と骨子（案）

第１章　計画の基本的な考え方

１ 計画策定の趣旨

２ 計画の基本理念

３ 計画策定の背景・経過

４ 計画の性格

５ 計画の位置づけ

６ 計画の期間

７ 計画の策定体制

８ 障がい者の定義

９ 障がいの概念

第２章　白馬村の障がい者を取り巻く現状

１ 人口の推移

２ 身体障害者手帳所持者の推移

３ 療育手帳所持者（知的障がい者）の推移

４ 精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

５ 保育園・幼稚園・特別支援学級の状況

６ 就業の状況

第３章　第７期白馬村障害福祉計画及び第３期白馬村障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の目標達成状況及び評価

第４章　第８期白馬村障害福祉計画

１　成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（３）福祉施設から一般就労への移行等

（４）地域生活支援の充実

（５）相談支援体制の充実

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

２　障害福祉サービス等の見込量と今後の施策
（１）訪問系サービス
（２）日中活動系サービス
（３）居住系サービス
（４）相談支援
（５）地域生活支援事業

第５章　第４期白馬村障害児福祉計画
１　成果目標
（１）障がい児支援の提供体制の整備等
２　障害児福祉サービスの見込量と今後の施策
（１）障がい児支援サービス
（２）障がい児相談支援

第６章　計画の推進
１ 計画の推進体制
２ 計画の達成状況の検証及び評価方法

<資料>

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の概要について

1 障がい福祉制度について

■障がい福祉制度の概要

障がい福祉制度は、2003(平成15)年４月の「支援費制度」の導入により、従来の「措置制度」から大きく転換されました。措置制度では行政がサービスの利用先や内容などを決めていましたが、支援費制度では障がいのある人の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。

その後は、2005(平成17)年11月に「障害者自立支援法」が公布され、これまで障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障がいの状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」(現在は「障害支援区分」という。)が導入され、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。

2012(平成24)年６月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この法律により2013(平成25)年４月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となり、その後3年ごとに支援の拡充などの改正が行われ現在に至っています。

■障がい福祉制度の仕組み

市町村が実施する障がい福祉制度は、自立支援給付及び地域生活支援事業に分けられます。

自立支援給付は法律に定められた給付であり、安定的な財源確保のために、国及び都道府県が費用の4分の3を義務的に負担する仕組みや、負担能力に応じた利用者負担(応能負担)が導入されています。

地域生活支援事業は、国の基準を基に市町村が裁量的に制度設計を行うもので、自立支援給付とは異なり、国及び都道府県が費用の4分の3以内を補助する仕組みとなっておりますが、負担能力に応じた利用者負担(応能負担)は変わりません。

障害者総合支援法等における給付・事業

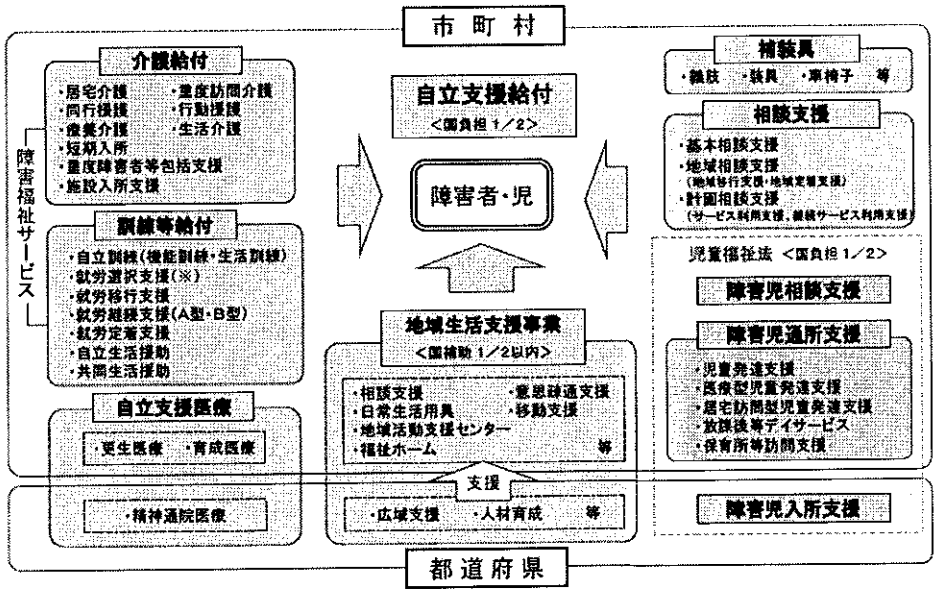

(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後　概要

1. 基本指針について

○　「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
○　都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
○　第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和８年３月31日に告示。
　　計画期間は令和９年４月～令和12年３月。

2. 本指針の構成

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一　基本的理念
二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
三　相談支援に関する基本的考え方
四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
五　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方　【新規】

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行
二　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
三　福祉施設から一般就労への移行等
四　障害児支援の提供体制の整備等
五　地域生活支援の充実
六　相談支援体制の充実・強化等
七　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】
八　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項
二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
四　その他

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一　障害者等に対する虐待の防止
二　意思決定支援の促進
三　障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
四　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
五　障害を理由とする差別の解消の推進
六　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- 入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等
- 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等
- 地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
- インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
- 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
- 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- 障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- 障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
- 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
- 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
- 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
- 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
- スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
- 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：令和７年度末施設入所者数の６％以上
- 施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- 精神病床における１年以上入院患者数
- 精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 【新規】
- 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】
- Ｋ６により住民のこころの状態を把握 【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数：令和６年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の1.47倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等
- ４つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】
- 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】
- 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備 ：各都道府県（必要に応じて政令市） 【新規】

⑤ 地域生活支援の充実
- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 【新規】
- 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】
- 都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする 【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

○ 居宅介護の利用者数、利用時間数　○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
○ 同行援護の利用者数、利用時間数　○ 行動援護の利用者数、利用時間数
○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数　○ 生活介護の利用者数、利用日数
○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数　○ 就労選択支援の利用者数
○ 就労移行支援の利用者数、利用日数　○ 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
○ 就労定着支援の利用者数　○ 療養介護の利用者数
○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
○ 自立生活援助の利用者数　○ 共同生活援助の利用者数
○ 施設入所支援の利用者数　○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
○ 計画相談支援の利用者数　○ 地域移行支援の利用者数　○ 地域定着支援の利用者数
○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
○ 心のサポーター養成研修実施回数【新規】　○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数　○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数　○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）　○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

（都道府県）

○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

○ 障害者に対する職業訓練の受講者数
○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数　○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ ペアレントメンターの人数　○ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援　【新規】

（都道府県）

○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数　【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数　○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数　○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○ 障害児相談支援の利用児童数
○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数　○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

（都道府県）

○ 都道府県における相談支援の体制整備の取組　【新規】

（市町村）

○ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
○ 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
○ 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
○ 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

（都道府県）

○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
○ 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数　【新規】
○ 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合　【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

（都道府県・市町村）

○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

用語集

1　障害福祉計画の成果目標

用 語 名	内　　容
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のことです。居住支援のための機能を集約し、障害者支援施設等に付加した多機能拠点整備型、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型があります。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい者に対する相談などの業務を総合的に行います。
自立支援協議会	相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として、大北圏域５市町村で共同設置しています。
障害者自立支援審査支払等システム	国民健康保険中央会が保有する障害福祉サービス費等の請求に係る審査などを行うシステム。

2　障害福祉サービス等の見込量と確保施策

（1）訪問系サービス

用 語 名	内　　容
居　宅　介　護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うものです。 （障害支援区分１以上の人）
重 度 訪 問 介 護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものです。（障害支援区分４以上で一定条件に該当する人）
同　行　援　護	視覚障がいにより、移動が困難な人の外出時に同行し、移動の支援を行うものです。（一定条件に該当する人で身体介護を伴う場合は、障害支援区分２以上の人）
行　動　援　護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の支援を行うものです。 （障害支援区分３以上で一定条件に該当する人）
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のうち、介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に行うものです。 （障害支援区分６で一定条件に該当する人）

（２）日中活動系サービス

用 語 名	内　　容
生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。（障害支援区分３以上の人または５０歳以上で障害支援区分２以上の人）
自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労移行支援	一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。A型：雇用型　B型：非雇用型
療 養 介 護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うものです。（障害支援区分５以上の筋ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ患者またはALS患者等気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている者で障害支援区分６の者。）
短 期 入 所 （ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。（障害支援区分１以上の人）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題把握、関係機関等との連絡調整等を行うものです。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

（３）居住系サービス

用 語 名	内　　容
共同生活援助 （グループホーム）	主として、夜間、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うものです。（身体介護を伴う場合は障害支援区分２以上の者。）
施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。（障害支援区分４以上の人または５０歳以上で障害支援区分３以上の人）
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方に対し、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障がいのある人の理解力、生活力等を補う支援を行うものです。

（４）相談支援

用 語 名	内　　容
計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人または障がいのある児童を対象に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象に、常時連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

（５）地域生活支援事業

① 相談支援事業

語　　名		内　　容
相談支援事業		障がい者、障がい児の保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援など、権利擁護のために必要な支援を行うものです。
	①障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行うものです。 また、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、障害福祉サービス事業者、教育・雇用・医療など関連する分野の関係者などで構成する自立支援協議会を設置するものです。
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するものです。
	③成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

② 意思疎通支援事業

用 語 名	内　　容
意思疎通支援事業 （手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行うものです。

③日常生活用具給付等事業

用 語 名		内　　容
日常生活用具給付等事業		重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与するものです。
	①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
	②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
	③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
	④情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
	⑤排せつ管理支援用具	ストマ装具などの障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者（児）の居宅生活動作などを円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

④移動支援事業

用 語 名	内　　容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、余暇活動などを含めた外出時の移動の支援を行うものです。

⑤地域活動支援センター事業

用 語 名	内　　容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに社会との交流の促進を図ります。

⑥任意事業

用 語 名	内　　容
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、特別支援学校の空き教室などにおいて、障がい者（児）に一時的な見守りや活動の場を提供するものです。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の就労など、社会参加の促進を図るため、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成するものです。
自動車改造費助成事業	身体障がい者の社会参加の促進を図るため、身体障がい者が就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成するものです。

3　障害児福祉計画の成果目標

用 語 名	内　　容
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児等が必要とする保健、医療、福祉、教育などの多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者です。

4　障害児福祉サービス等の見込量と確保施策

用 語 名	内　　容
児童発達支援	通所などにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行うものです。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、基本的な動作指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。